

健康福祉委員会 令和5年7月14日
福祉部 資料28番
所管 障害福祉課

障害者就労施設等からの物品等の調達について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、令和5年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針及び障害者施設等からの物品等の調達実績について下記のとおり報告する。

記

1 令和5年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の概要

(1) 調達目標

令和4年度実績を上回ること

(2) 主な取組

ア 障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう庁内周知

(ア) 障害者優先調達推進法の目的

(イ) 障害者就労施設等からの調達に当たっての配慮

(ウ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の活用等

イ 調達の推進に必要な情報提供

(ア) 受注可能な作業の内容、施設一覧及び自主生産品一覧の更新

(大田区ホームページ・大田区生産活動支援施設連絡会（おおむすび連絡会）ホームページ)

(イ) 自主生産品等ハンドブックの更新

ウ 障害者就労施設等の供給能力の向上のための支援

2 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

	総額	内訳	
		物品	役務
令和4年度 (見込み額)	218,727,625 円	25,434,032 円	193,293,593 円
令和3年度 (実績額)	213,848,561 円	19,910,723 円	193,937,838 円

※ 物品（事務用品、食料品、小物物品等）

※ 役務（印刷、クリーニング、清掃等）